

みんなの信濃川を たいせつに！

河川保全区域内に工作物を設置する場合は
民地であっても**許可が必要**です。

河川保全区域は、堤防などの施設を保全する目的で指定されている区域です。河川保全区域内で建物などの工作物を設置する場合は、堤防等の施設に対する影響について支障があるかどうかを事前に判断するために、河川法第55条第1項に基づく許可申請を行って頂き、許可を受けた後に工作物を設置することになります。

国土交通省では、皆様を洪水の危険から守るため、堤防や護岸の工事を行ったり、堤防の除草や河川パトロールを行ったりしています。堤防や護岸などの施設は、地域住民の皆様の生命、財産を守る施設なので大切にしましょう。

↓ 下の絵のようなことは絶対にしないで下さい！！

河川法や河川保全区域の範囲に関する お問い合わせ先
国土交通省北陸地方整備局
信濃川河川事務所

- 大河津出張所 電話 0256-97-2121
〒959-0123 新潟県燕市大河津
◇管理区間 大河津分水河口～大河津分水岐点から約2キロ上流
- 長岡出張所 電話 0258-32-4426
〒940-0098 新潟県長岡市信濃2丁目10番25号
◇管理区間 大河津分水岐点から約2キロ上流～太田川合流点(右岸)・渋海川合流点(左岸)
- 越路出張所 電話 0258-92-2158
〒949-5411 新潟県長岡市来迎寺甲2036
◇管理区間 太田川合流点(右岸)・渋海川合流点(左岸)～魚野川合流点
- 十日町出張所 電話 025-752-2180
〒948-0004 新潟県十日町市下川原町16番地
◇管理区間 魚野川合流点～JR高田ダム上流側
- 堀之内出張所 電話 025-794-2064
〒949-7412 新潟県魚沼市与五郎新田4-1
◇管理区間 魚野川合流点～八海橋上流側
- 占用調整課 電話 0258-32-3268

